

[事案 23-72] 重度障害保険金支払請求

・平成 23 年 9 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

ペースメーカーの埋込み手術を受けたにもかかわらず、重度障害保険金が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被保険者である代表者が、洞不全症候群と診断され入院し、入院後も頻回に洞停止とめまいを覚えたことから、ペースメーカー埋込み手術を受けた。そこで、平成 18 年 8 月、保険契約(同 12 年加入)にもとづき重度障害保険金の支払いを請求したところ、重度障害保障定期特約が付加されていないため、重度障害保険金は支払えないとの回答があった。

しかし、下記理由により納得できないので、①重度障害保険金を支払うか、②支払いができない場合には、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

(1) 加入時、募集人から、重度障害保障定期特約も付加されている旨説明を受けた。

(2) 保険契約申込書の受取人欄に「主契約及び付加した給付特約の高度障害保険金・高度障害年金・重大疾病保険金・重度障害保険金・各給付金の受取人を保険契約者様とします。」と記載されていることから、それらの保障を受けられるものと思って加入した。保険証券にも同様の記載があり、申込時の募集人の説明と同じことを確認した。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 当時の募集人(退職済)に確認したところ、「重度障害保障定期特約が付加されている旨説明を行った記憶はない」との証言を得ており、当社担当者が「重度障害保障定期特約が付加されている」旨説明を行った事実はない。

(2) 申込書や保険証券の受取人欄に記載の「主契約及び付加した給付特約の高度障害保険金・高度障害年金・重大疾病保険金・重度障害保険金・各給付金の受取人を保険契約者様とします。」の文言は、各種特約が付加されている場合の受取人が保険契約者であることを表示している不動文字にすぎず、かかる表示の存在が各種特約が保険契約に付加されていることを証するものではない。

<裁定の概要>

申立人の主張の法律的根拠は必ずしも明らかではないが、裁定審査会では、①重度障害保障定期特約に基づく重度障害保険金の支払い、②錯誤による無効(民法 95 条)と解し、申立書、答弁書等の書面に基づいて審理した。

審理の結果、下記理由により、申立内容を認めることができないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書により理由を明らかにし、裁定手続を終了した。

1. 契約内容について(重度障害保障定期特約の付加の有無について)

(1) 申込書および保険証券等の記載について

①原則として、保険契約の内容は、申込書、契約書の記載により認定されるが、申立契約における具体的な特約の内容は、申立契約の申込書の「お申し込みの契約内容」の欄に、「入院特約 日額 10000 円」及び「通院特約 日額 3000 円」であることが明白に記載されており、その他の特約は記載されていない。保険証券の裏面にも、「給付特約」の欄に「入院特約 単位入院給付金額 10000 円」、「通院特約 単位通院給付金額 3000 円」とあり、上記入院特約と通院特約以外の特約は記載されていないことから、申立契約に重度障害保障定期特約が付加されていると認定することはできない。

②この点につき、申立人は、申立契約の申込書および保険証券の裏面にはそれぞれ、「主契約及び付加した給付特約の高度障害保険金・高度障害年金・重大疾病保険金・重度障害保険金・各給付の受取人を保険契約者様とします」との印字があるから、申立契約上、重度障害保障定期特約が付加されていたものと認めるべきであると主張するが、このような文言は当該用紙を広く同種の契約に用いるために印字されているものであり、契約内容を規定するものではないことは、当該契約の特約欄が別に設けられていること等の体裁等から明らかであり、申立人の主張を認めることはできない。

(2) 申立契約締結時の説明について

申立契約の申込書及び保険証券には、申立契約における給付特約の内容が「入院特約 日額 10000 円」および「通院特約 日額 3000 円」のみであることが明白に記載されており、これらの記載は申立人が申込時に読んでいることが強く推認され、後日これらの書類を一見すれば明白に虚偽と分かるような説明を募集人が行ったと考えることは困難である。したがって、募集人から申立契約の締結時に重度障害保障定期特約が付加されているとの説明があったと認めることはできない。

2. 錯誤無効について（民法 95 条）

本件においては、申込書と保険証券の記載が明確であることから、錯誤の存在を認めることは困難であるが、仮に、申立人が申立契約に重度障害保障定期特約が付加されていると誤信したとしても、申立契約の申込書および保険証券には、申立契約における給付特約の内容が入院特約および通院特約のみであることが明白に記載されていることから、これらの点について、錯誤に陥ったことに関して、申立人には重大な過失があると言わざるを得ず、申立人から無効を主張することはできない（民法 95 条ただし書き）。